

中小法人・個人事業者等に対する一時支援金 ご案内

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小法人・個人事業者等を対象に、国が実施する月次支援金に上乗せして、一時支援金を支給します

対象者

国の「月次支援金」（今年4～8月分のいずれか）
を受け取っている中小法人・個人事業者等

《参考》国の「月次支援金」

- ・ 月間売上が前年比（前々年比）で50%以上減少した事業者
を対象に、売上の減少額を給付

《対象外》「営業時間短縮等協力金」、「大規模施設等協力金」の支給対象者
及び「酒類販売事業者支援金」の受給者 等

詳細な要件については、必ず募集要項や大阪府ウェブサイトをご確認ください

支給額

中小法人等 : 50万円

個人事業者等 : 25万円

1事業者に対し1回の支給

申請 期間

1

国

「月次支援金」

今年4～8月分の
いずれかを受給
していることが要件
(申請中を含む)

2

大阪府

「一時支援金」

令和3年
11月5日(金)から
12月24日(金)まで

大阪府 への 申請の ながれ

大阪府「一時支援金」ウェブサイト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/ichiji/index.html>



パソコン・スマートフォン等で申請いただけます。大阪府「一時支援金」ウェブサイト
で、申請書類等の詳細を必ずご確認くださいの上、大阪府行政オンラインシステムから
申請してください。

オンライン申請
のメリット

- ✓ マイページで、いつでも申請状況が確認できます
- ✓ 郵送にかかる費用が節約できます
- ✓ 書類の印刷や複写等の準備が簡略化できます

大阪府行政オンラインシステム（パソコン・スマートフォン等から）



大まかな流れですので、申請の際は必ず募集要項や大阪府ウェブサイトをご確認ください

オンライン申請ができない方は郵送申請をしていただけます。郵送の場合は、府民お問合せ
センター 情報プラザ、府内商工会議所・商工会、市役所（区役所）又は町村役場等に
配架の申請書類を活用いただくか、大阪府ウェブサイトで申請書類を印刷して申請ください。
申請期限は令和3年12月24日（消印有効）となります。

お問い 合わせ先

大阪府「一時支援金」コールセンター

06 - 6654 - 3314

06 - 6654 - 3376

午前9時から午後6時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

一時支援金の不正受給は犯罪です！

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。